

沼津市新中間処理施設整備基本構想（素案）及び提言書（案）の

まとめ

1. 新施設整備に向けた目的及び課題と整備方針

これまでの検討委員会で提示してきた新施設整備に向けた目的及び課題並びにこれらに対して基本構想の中で示している整備方針については、以下のとおりです。

目的	課題	整備方針
<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の実現 耐震性の確保 安心・安全 	<ul style="list-style-type: none"> 3Rの推進（ごみの排出抑制、再使用及び再生利用） ごみに含まれるエネルギーの利活用 市民に開かれた施設としてのあり方 ごみの分別等における市民負担の軽減 強靱なごみ処理システムの構築 事業手法の検討 	<p>資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源やエネルギーの効率的な利活用 <p>地球に優しい施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類等の環境汚染物質の発生抑制 熱エネルギーの有効活用 <p>市民に開かれた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設見学や市民の環境学習やコミュニティ活動の拠点 <p>周辺環境と調和した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観への配慮や緑地の確保等による周辺環境との調和 <p>安定・安全性に優れた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 最新のごみ処理技術の導入 効率的で災害に強く市民の安心・安全を守れる施設 <p>維持管理が容易で経済性に優れた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設建設費や維持管理費等の事業コストの低減 適正な維持管理が容易に実施できる施設

2. 検討委員会からの提言

基本構想の策定に向けては、市民、事業者及び学識経験者から広く意見を聴くため検討委員会を組織し、これまで4回にわたり市から検討委員会に課題を提示し、それに対する意見を伺いました。

この検討結果を提言書としてまとめ、第5回検討委員会で委員の承認を得て市長へと提出されることとしていますが、その内容は以下を予定しています。

項目	内容
ごみ処理の現状と将来予測	<ul style="list-style-type: none">ごみ発生量の将来予測と施設規模の設定は妥当災害に備えた災害廃棄物の発生量の見込みの把握ごみ質の安定化に向けた水切りの徹底と施設としての対策の検討
ごみ処理方式	<ul style="list-style-type: none">焼却方式はストーカ式焼却炉を基本リサイクルは現状の分別及び処理を継続し、負担軽減に向けた機械選別等の導入を検討
ごみ処理システム	<ul style="list-style-type: none">埋め立てごみ 熱源利用プラスチックごみ（③類）は、環境対策を講じた上で熱回収量増加に向け焼却の対象へと変更
エネルギー利活用	<ul style="list-style-type: none">発電による熱エネルギーの効率的かつ経済的な活用発電以外の余熱利用は、市民ニーズ、民間施設の動向、先進事例等をもとに、地域活性化に向けたあり方を検討自然エネルギーの活用や設備等の省エネ化
公害対策	<ul style="list-style-type: none">法規制値以上の公害防止基準を設け、現在よりもさらに市民の安心と安全を確保
事業方式	<ul style="list-style-type: none">安心、安全の確保に対する市の責務を明確化トータルでの事業費縮減
災害対策	<ul style="list-style-type: none">災害時にもごみ処理を継続できる耐震性の確保発電能力等を生かした防災拠点としての活用
環境拠点	<ul style="list-style-type: none">環境学習やコミュニティ活動の拠点機能開かれた施設とし、迷惑施設というイメージからの脱却

3. 基本構想で示す内容

基本構想においては、決定する項目と方針として示す項目に分け、今後の基本計画の策定をはじめとする施設整備に向けて整理することとしています。

これに対し、第4回検討委員会で示した項目と基本構想へ記載した内容については以下のとおりです。

(1) 決定することが必要な項目とその内容

項目	記載箇所	内容
整備する施設の 種類	第7章 第1節 1-1 新施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却施設 ・ リサイクル施設
施設能力	①ごみ焼却施設 ②リサイクル施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却施設 ⇒ 210t/日 ・ リサイクル施設 ⇒ 28t/日
焼却方式		ストーカ式を基本
処理対象物		<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃やすごみ ・ 埋め立てごみ 焼却粗大ごみ (②類) ・ 埋め立てごみ 熱源利用プラスチックごみ (③類) ・ 衛生プラントし渣
計画ごみ質		低質ごみ： 4,700 kJ/kg (約 1,120 kcal/kg) 基準ごみ： 7,500 kJ/kg (約 1,790 kcal/kg) 高質ごみ： 10,500 kJ/kg (約 2,510 kcal/kg)

(2) 方針を示す項目とその内容

項目	記載箇所	内容
リサイクル 方式	第7章 第1節 1-1 新施設の概要 ②リサイクル施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中継・中間処理施設及び資源ごみ中間処理場で行っている処理機能を統合 ・ 現状の資源化処理を継続 ・ 資源化量の増加や市民負担の軽減などを進めるため、新たな選別機器の導入を検討
エネルギー 利活用	第7章 第1節 1-2 エネルギー利 活用	①ごみ焼却に伴う廃棄物発電 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電による熱エネルギーの利活用 ・ 従来の蒸気タービンによる発電のほか、バイナリー発電などの新たな方式についても導入の可能性を検討 ・ 設備投資の費用、売電収入の見込み、国の交付金制度の動向などの経済性を総合的に検討

		<p>②施設外への熱供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民のニーズ、民間施設の動向、他自治体の先進事例等を十分に検討 ・ 広く市民に利用され、地域活性化に資するあり方を検討 <p>③施設自体の省エネルギー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光などの自然エネルギーの活用 ・ 各種設備の導入に際してはLED化等のエネルギー消費の少ないものの採用を検討
公害防止	第7章 第1節 1-3 環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法規制以上の公害防止基準を設け、現在よりもさらに市民の安心と安全を確保 ・ 新施設における公害防止基準の設定、各種設備の導入及び処理フローについては、今後の検討の中で具体化
事業方式	第7章 第3節 3-1 事業方式検討の目的 3-2 事業方式検討にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理事業という公共サービスを良質かつ低コストで市民に提供していくため、最適な事業方式を選定 ・ 安心、安全かつ良好な事業水準を確保し、事業費全体の縮減を図っていくため、①事業範囲の設定、②事業のモニタリング、③受注する民間事業者の選定に係る透明性確保が課題
災害対策	第7章 第1節 1-4 災害対策	<p>①施設自体の強靱化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時にも施設や設備に被害が及ぶことのないよう、耐震化に向けた対策などを検討 <p>②供給施設停止時に向けた対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種供給施設（ライフライン）が被害を受けた場合、復旧されるまで施設を再起動し稼働していくための非常用設備の設置や薬品や燃料の確保等を検討 <p>③防災拠点としての位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災時に電力の確保が可能であるため、食糧や浄水機等の防災物品を備蓄し、防災拠点としての活用を検討 <p>④災害廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災時には復旧の障害となる災害廃棄物の処理が課題

		<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の例を踏まえ、災害廃棄物の発生量の見込みを把握し、今後国などの施策が具体化された際に、施設整備計画へ反映させていくことを検討
環境拠点としての位置付け	第7章 第1節 1-5 環境拠点としての位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑施設のイメージから脱却するため、ごみ処理だけではなく、啓発施設や環境学習施設としての機能の整備 周辺環境との調和や景観への配慮、コミュニティ活動に寄与する多目的スペースの設置等、市民に広く開かれた施設 自然エネルギーの導入や緑化の推進等、環境に優しい施設

4. 検討委員会委員からの意見

基本構想（素案）の作成にあたり、検討委員会委員に対して意見照会を行いました。これにより寄せられた意見とそれに対する市の考えは以下のとおりです。

委員からの意見	市の考え
<p>焼却施設の設備について、第2回検討委員会で先進施設として視察した川崎市王禅寺処理センターでは、白煙防止用送風機及び白煙防止用空気予熱器が設置されており、周辺住宅への配慮がなされているが、沼津市としてはどのように考えるか。</p>	<p>焼却施設の煙突から白煙が見られる現象については、水蒸気が外気に触れ冷却されることによって生じることによるもので、大気汚染物質等の影響によるものではありません。しかし、景観上好ましくないとの考えにより、排ガスを煙突から放出する前に再加熱し白煙を生じさせないための設備を設置している例もあります。</p> <p>また、これらの白煙防止設備を設置する場合、排ガスの再加熱にエネルギーを使用することになり、発電効率が低下してしまうデメリットもあることから、今後の施設整備に向けた基本計画の検討等の中で、周辺住民の皆様等から意見を伺いながら、これらの設備の要否を検討していきたいと考えます。</p>
<p>第2回検討委員会における先進施設視察の川崎市職員との質疑の中で、焼却施設から</p>	<p>焼却施設の煙突の高さについては、排ガスが十分拡散できるよう必要な高さを確保す</p>

<p>の排ガスについて、「煙突の高さを高くすれば、基本的に真下に落ちることはない。」との発言があった。</p> <p>費用が掛かっても煙突を高くすれば住民の不安が解消されると思う。</p>	<p>る必要があると考えています。</p> <p>そのため、現在基本構想の策定と並行して行っている生活環境影響調査の結果を基に、排ガスの拡散に必要となる煙突の高さを検討する考えです。</p>
<p>硫黄酸化物等の処理対策について、川崎市王禅寺処理センターでは従来アルカリ剤として消石灰を用いていたが、新施設の更新と併せて重曹を用いるよう変更している。</p> <p>消石灰に比べ重曹の方が効率良く硫黄酸化物等を除去することができると聞いているが、沼津市の清掃プラントで重曹ではなく消石灰を使用している理由はあるのか。</p>	<p>硫黄酸化物等の処理対策で使用するアルカリ剤については、消石灰や重曹が代表的な物質として挙げられますが、それぞれに排ガスの温度管理、使用量、価格等の面でメリット、デメリットがあり、一概に有利、不利を判断できるものではありません。</p> <p>今後、基本計画等において導入する設備等を具体化する中で、最適な物質を選択していく考えです。</p>
<p>余熱利用施設について、余熱と併せて太陽熱等も活用するとともに、温室による野菜工場を整備し、その栽培状況を見学できるようにすることでエコの見本としてアピールできます。</p> <p>また、その管理については入札により5年等の長期を単位として民間委託する方式が良いのではないかと思います。</p>	<p>余熱利用施設のあり方については、市民のニーズや民間施設の動向、他自治体の先進事例等を十分に検討し、広く市民に利用され、地域活性化に資するあり方を検討することとしていますので、ご意見にある温室を利用した野菜工場も含め、その運営の方法と併せて検討してまいります。</p>

5. 今後のスケジュール

今後の基本構想の策定に向けたスケジュールについて、以下のとおり予定しています。

(1) 提言書提出

これまでの検討委員会でご討議いただいた内容に基づき、その検討結果として提言書を市にご提出いただきます。

(2) パブリックコメントの実施

ご提出いただいた提言書を受けて基本構想（案）を作成し、これによりパブリックコメントを実施して、広く市民の皆様からのご意見を募ります。

(3) パブリックコメントの結果の公表

パブリックコメントにて寄せられた意見及びそれに対する市の見解を整理して公表します。

(4) 基本構想策定

パブリックコメントの結果に応じ基本構想（案）に必要な修正を行い、基本構想の策定となります。